度ごとに関係労働者を代表する者各１人及び関係事業主を代表する者各１人）については本年３月25日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年２月10日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、次の⑴又は⑵いずれかに該当するものであること。

⑴　労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

⑵　雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成22年２月19日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

㈱１　制度別の欄は、労働者災害補償保険制度又は雇用保険制度の区別を記入すること。

２　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

３　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成22年度旧司法試験第一次試験合格者

旧司法試験の受験手続及び運営に関する規則（平成15年法務省令第77号）第10条の規定に基づき、平成22年度旧司法試験第一次試験合格者を次のとおり公告する。

平成22年２月10日

司法試験委員会委員長　髙橋　宏志

試験地　浦安市

3	河村　俊樹	18	石川　　諒
27	山下　　俊	29	横山　邦夫
43	鷲見哲太郎	48	和田　賢孝
62	坂尻　健輔	76	星野　悠樹
115	福島　駿介	133	沖津　正樹

試験地　大阪市

15	増田　賢治	16	田中慎一郎
18	中井　直人	26	大野　順平
61	前川　華深		

試験地　名古屋市

19	高橋　豊和

試験地　福岡市

14	朴　　奎澤

試験地　札幌市

4	奥寺　潤子

以上　18名

官報

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

二月五日（金）

○一般案件（抜粋）

一　ハイチ国際平和協力業務の実施について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

一　環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（決定）（環境省）

一　国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（決定）（環境省）

一　皇太子殿下のガーナ国及びケニア国御訪問について（了解）（宮内庁・外務省）

○国会提出案件（抜粋）

一　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成二十一年）について（決定）（法務省・警察庁・厚生労働・国土交通省）

○法律案

一　政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房）

一　所得税法等の一部を改正する法律案（決定）（財務省）

一　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（決定）（財務省）

公告

諸事項

工場財団

北蒲原郡聖籠町東港六丁目861番地５**コバレントマテリアル新潟株式会社**の北蒲原郡聖籠町東港六丁目861番５コバレントマテリアル新潟株式会社新潟事業所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年２月10日

新潟地方法務局新発田支局

愛媛県松山市大可賀三丁目10番地17**ＣＥＬＣＯＳＯＬＡＲＥＮＥＲＧＹ株式会社**の愛媛県松山市大可賀三丁目10番地17ＣＥＬＣＯＳＯＬＡＲＥＮＥＲＧＹ株式会社松山工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年２月10日　　松山地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成22年１月29日から１週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成22年２月10日

大阪法務局長　白石　研二

記

氏名　梶谷　　信

所属する土地家屋調査士会　大阪土地家屋調査士会

登録番号　大阪第2459号

事務所の所在地　大阪府吹田市新芦屋下33番３号

違反行為　現地調査確認義務違反等

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社ＲＳＴ

２．本店所在地　東京都港区西新橋一丁目17番４号４階

３．登録番号　関東財務局長（金商）第1850号

４．行政処分の年月日　平成22年２月１日

５．行政処分の内容　金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成22年２月１日から平成22年３月31日まで停止すること。

平成22年２月10日

関東財務局長　厚木　　進